

インドの代理出産と生殖ツーリズムにおける火急の法的課題

生殖テクノロジーとヘルスケアを考える研究会

近年、インドは国際的な生殖医療ビジネスの中心となっている。安価で高水準の医療サービスをうたう医療施設が海外からの患者を積極的に受け入れており、医療ツーリズムの推進は、インドの重要な経済政策となっている。この点は生殖補助医療の分野においても同様である。

特にインドは多くの国々では患者のアクセスが困難な提供卵子を用いた体外受精や代理出産が盛んに行われており、こうした第三者の関与を伴う生殖補助技術が国内の患者だけではなく、海外からの患者にも利用されるようになってきている。インド国内外の斡旋業者の活動がこうした動きを促進している。

こうしたインドにおける生殖補助医療ビジネスの展開は、特に代理出産の分野で、さまざまなトラブルや問題を生じさせてきた。そのうちの 하나가、代理出産子と依頼者夫婦との間の法的関係の確立や子どもの国籍取得にまつわるトラブルである。特に知られているのが、日本人の代理出産依頼によって生まれた子が無国籍状態になり、インド国内に足止めされたいわゆるマンジ事件であるが、ヨーロッパ諸国からの依頼者も、同様のトラブルに巻き込まれている。子どもの福祉という観点から大きな懸念が表明されるべき由縁である。

我々は調査研究プロジェクトの一貫として、インドへの渡航生殖と商業的代理出産に関する実態調査を行ってきた。それによって明らかになったのが、日本ではそれほど表面化していないが、日本人によるインドでの代理出産の依頼は行われ、増加してきていること、また、マンジ事件以降も同様のトラブルが水面下でいくつか生じていることである。

これまでの日本国内では、判例により「分娩者＝母」のルールが確立している。日本人がインドで代理出産を依頼した場合、母となるのは、あくまでも、分娩者であるインド人の「代理母」である。したがって、日本人夫婦は、代理出産で生まれた子どもを自らの実子として戸籍登録することはできないことになっている。

しかし、こうした障壁をすり抜ける方法はいくつかあり、多くのケースで用いられていると考えられるのが、次のようなものである。代理出産を認めるインドでは、発行される出生証明書に父母として記載されるのは、依頼者夫婦の名前である。日本人依頼者はこの出生証明書を日本に持ち帰り、戸籍登録をする。そして、戸籍謄本を大使館に提出し、パスポートを取得する。日本国内の役所では、分娩者が誰であるのかを確認するのは困難である。また、在インド日本大使館、領事館も、入国から出産に至る日数やビザの種類等から代理出産が疑われるケースをある程度把握できるものの、日本で発行された戸籍謄本とともにパスポートが申請されれば、これを発行せざるを得ないことになる。こうした状況を利用して、代理出産を通じて生まれた子どもが日本国内で実子として法的に認められるようになってきている。

その一方で、メディアで大々的に報道されたマンジ事件以降も、日本人の依頼による代理出産を通じて生まれた子どもが、インド国内に足止めされるケースが生じている。例えば、次のようなケースがある。我々が聞き取りをしたあるネパール人の代理母は、インド国内で二組の日本人夫婦のために代理出産を行った。二組目の代理出産の際、双子を妊娠し、そのうち一人は生まれてすぐに死亡した。もう一人の子は、パスポートを取得することができず、約七ヶ月の間、依頼者女性（母）とともにインド国内に滞在せざるをえなかった。最終的には、日本の大使館は人道案件として、渡航許可書を発行した。ここでの問題は、一方で脱法ないしは違法的手段で、日本の法制度に反するかたちで、代理出産子が依頼者の実子とされているケースがあること、しかし、さまざまな経緯から国籍取得や入国に困難が生じ、子どもの福祉、母子保健という観点から懸念されるケースも生じていることである。さらに、我々の当事者への聞き取りを通じて明らかになったのは、こうした現象が、日本国内の法によって規制されない斡旋業者によって生じていることである。日本人を顧客とする斡旋業者はクライアントに代理出産によって生まれた子を実子として戸籍登録するための手助けをするとともに、自らの商業的利益に反する行為をとる日本人依頼者に対しては、両親と代理出産子の円滑な日本への帰国を妨害するケースがある。

こうしたいずれの問題も、代理出産について明確な法的規制を日本に導入する必要性を指し示しているように思われる。海外での代理出産子については、日本国籍を取得しうるか否かについて明確にし、脱法ないしは違法行為に対して、より厳格に対処する必要がある。もし代理出産子を実子として戸籍登録されている実態を是正しようとするれば、短期での海外の滞在によって生まれた子に関しては分娩者を記した文書や在留証明書の提出を求めるなどを、日本の役所レベルでより厳格な対応をするなどの処置が考えられる。いずれにせよ、一方で国内では「分娩者＝母」の原則を維持しつつ、そうした原則から逸脱する行為が常態化しつつある現状への対処が火急の課題であり、また、同時に、そうした状態を利用して利益を得る斡旋業者の活動に対する法的取り締まりも考慮される必要があるだろう。

2012 年 10 月 25 日

連絡先：

日比野由利 （ hibino@staff.kanazawa-u.ac.jp ）

金沢大学医薬保健研究域医学系 環境生態医学・公衆衛生学

〒920-1192 金沢市角間町金沢大学角間南地区自然科学 3 号館 5 階 Tel / Fax. 076-264-6435

内閣府最先端次世代研究開発支援プログラム「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム：倫理的・法的・社会的問題」（研究代表者）